## (特別管理)産業廃棄物処分業の(新規・更新・事業範囲変更)許可申請書類一覧(R6.9.1現在)

申請書	□様式第 八 ・ 十 ・十四 ・十六 号
添付書類(〔 〕内は事業範囲変更のときに読み替える。)	
① 〔変更後の〕事業計画の概要を記載した書類	□様式第七号の1、2、4、5 □様式第七号の3(最終処分の場合)
事務所等への立入り時に必要な書類	□事務所及び事業場付近見取図(省略不可)
② 〔変更に係る〕事業の用に供する施設(保管の場所を含	□事業場平面図
む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構	□保管施設付近見取図・平面図
造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並び	□最終処分船係船施設付近見取図・平面図
に最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の	□海洋投入処分船の写真
状況を明らかにする書類及び図面(当該施設が法第 15 条	
第 1 項の許可を受けた施設である場合を除く。)	
③ 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者	□土地の登記事項証明書(事務所については不要)
が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)	□建物の登記事項証明書(事務所については不要)
を証する書類	□当該施設の所有権を有しない場合は、契約書の
	コピー又は土地・建物・車両等使用承諾書
	□船舶検査証、船舶国籍証、傭船契約書のコピー
	□売買契約書その他の処理施設の使用権原を有す
() 加八/四六加八五八次次光机 1 加八九八人 ) ※ 办玄光底衣施	ることを証する書類 □様式第十一号
④ 処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
⑤ 産業廃棄物の海洋投入処分を業として行う場合	   □海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第
● 注入元米(の) 7両日	13 条に規定する登録済証の写し
6 当該〔変更に係る〕事業を行うに足りる技術的能力を説	□当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する
明する書類	書類
7 当該〔変更に係る〕事業の開始に要する資金の総額及び	□様式第十二号
その資金の調達方法を記載した書類	
8 (申請者が法人の場合) 直前3年の各事業年度における	□貸借対照表    □損益計算書
貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注	□株主資本等変動計算書  □個別注記表
記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する	□法人税の確定申告書のコピー(申告書のみ)
書類	□法人税の納税証明書
	□赤字の場合は、経営改善計画書
9 (申請者が個人の場合)資産に関する調書並びに直前3	□様式第十三号
年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書面	□所得税の確定申告書のコピー(申告書のみ)
	□所得税の納税証明書  □預金残高証明書
10 (中建本公社   5田人) ウサコルウルゲニギ ロッドマッテュ東西	□赤字の場合は、経営改善計画書
10 (申請者が法人の場合) 定款又は寄附行為及び登記事項 証明書	□定款又は寄附行為の謄本 □登記事項証明書
11 (申請者が個人の場合)住民票の写し並びに成年被後見	□本籍の記載のある住民票の写し
人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	□登記されていないことの証明書
12 申請者が法第 14 条第5項第2号イからへまでに該当し	□誓約書
ない者であることを誓約する書面	
13 申請者が法第 14 条第5項第2号ハに規定する未成年者	□本籍の記載のある住民票の写し
である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成	□登記されていないことの証明書
年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明	□法定代理人が法人である場合、その登記事項証
書	明書並びに役員の住民票の写し及び登記されてい
	ないことの証明書
14 (申請者が法人の場合) 役員の住民票の写し並びに成年	□本籍の記載のある住民票の写し
被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	□登記されていないことの証明書
15 (申請者が法人の場合)発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額	□本籍の記載のある住民票の写し □登記されていないことの証明書
に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の	□登記されていないことの証明書   □法人が株主又は出資者の場合、登記事項証明書
住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当し	ロはハハッハエヘは山貝省ツ勿口、豆山芋宍皿切盲
ない旨の登記事項証明書(これらの者が法人である場合に	
は、登記事項証明書)	

16 申請者に令第 6 条の 10 に規定する使用人がある場合に	□本籍の記載のある住民票の写し
は、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐	□登記されていないことの証明書
人に該当しない旨の登記事項証明書	

- (注1) 更新又は事業範囲変更申請の場合、○印の添付書類・図面はその内容に変更がない場合に限り省略できますが、省略する書類・図面を「添付書類・図面省略の申立書」に記載し、申請書に添付して提出して下さい。ただし、前回の許可申請時に省略した書類については省略できません。
- (注2)「令第6条の10に規定する使用人」とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの。
  - 一 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)
  - 二 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
- (注3)登記事項証明書等、証明書についてはコピーの提出が可能ですが、その場合は、原本(3か月以内のものに限る。)照合を行いますので、申請の際は必ず原本を持参してください。
- (注4)特別管理産業廃棄物処分業の許可申請の場合は、当該特別管理産業廃棄物の性状の分析に係る書類(法施行規則第10条の16第3項各号)が必要となる場合があります。